

静岡県知事設立認可 (平成 6 年 7 月)
官公需適格組合 国認定 (平成 13 年 11 月)

静岡県消防設備保守点検業協同組合

点検・検査組合 事業概要



1 法令遵守の点検・検査を提供して 26 年！	
ー 静岡県庁・県立高校や静岡市、浜松市等から業務受託 ー	
静岡県消防設備保守点検業協同組合 代表理事 西川和宏	1
2 組合の概要（県知事認可・国認定）	3
3 官公需適格組合とは	4
4 官公需適格組合の活用へ	6
5 事業報告（令和元年度）	7
6 事業計画（令和 2 年度）	1 1
7 組合役員・組合員（令和 2 年 9 月 1 日現在）	1 2
8 共同受注の流れ	1 4
9-1 関係法令（火災予防）	1 5
9-2 関係法令（中小企業支援）	1 6
【組合の提案】	
確かな実績と事業効果に基づく	
「消防用設備等点検と防火設備検査」の一括発注	1 7

<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

令和 2 年 度



(QRコード)

1 法令遵守の点検・検査を提供して 26 年！

ー 静岡県庁・県立高校や静岡市、浜松市等から業務受託 ー

静岡県消防設備保守点検業協同組合
代表理事 西川 和宏

組合設立 26 年目を迎え、静岡県及び関係機関各位のご理解、ご支援に組合員一同、心よりお礼を申し上げます。

今後も、法令遵守の消防用設備等保守点検を通じ、火災予防及び地域の安全・安心、官公需適格組合を活かした地域経済の活性化に貢献してまいります。関係の皆様におかれましては、次の事項を踏まえた取組にご理解をいただき、官公需適格組合の受注機会の拡大にご配慮いただきますようお願い申し上げます。



(1) 中小企業者である組合員(62 社)の受注確保

当組合は、静岡県下の公共施設における消防用設備等保守点検及び防火設備検査業務の共同受注に実績があり、県内全域で事業活動を行う組合員（62 社）に業務配分（受注確保）を実現しています。

(2) 県内随一の有資格者体制

共同受注した業務については、法律に規定された適正点検を、業務委託契約に基づき「組合員（62 社）」と「組合員が雇用する有資格者（消防設備士 380 人・点検資格者 258 人、防火設備検査資格者 71 人等）」が、点検・検査に責任を持ち確実に実施するとともに、組合（組合役員及び事務局）が業務全体を総括・監理しています。

(3) 複雑化・高度化する消防用設備等保守点検ニーズ

建築物など施設の複雑化や大規模化、設置される設備の高度化や専門化が進む消防用設備・防火設備の点検・検査では、種別に見合う多数の有資格者（法律で義務づけ）を、厳しい点検・検査スケジュールの中で同時並行して配備できる事業者でなければなりません。消防用設備等・防火設備の一元維持管理、学校施設等における複数施設の一括発注、複雑な多種多岐にわたる設備が設置された大規模公共施設等の点検・検査など、当組合は、県内地方公共団体の点検・検査ニーズに「地域の公的団体」として対応し貢献しています。

(4) 法令に基づく試験器具等

消防法令に基づく適正点検では、定期的な品質評価を確実に行った試験器具等の使用が義務づけられています。当組合では、組合独自の検査等を実施し、法令に基づく試験器具等による適正点検の徹底を図っています。

(5) 官公需適格組合の活用へ

業務量が大きく、かつ複雑化・高度化する消防用設備等保守点検及び防火設備検査業務の受発注において、現行の指名競争入札制度では、消防法が無資格者点検等に罰則を課しているにも拘らず、有資格者が不足する又は有しない業者等が書面による承認を得ず再委託・再々委託や無資格者点検等を実施しても防止できません。

こうしたことから、適正点検の確保、ひいては火災予防、地域の安全・安心に大きな懸念が生じています。国から官公需適格組合の認定を受けた当組合は、一括発注及び一元管理等に伴う大規模化、あるいは複雑化・高度化する点検ニーズにも的確かつ法令遵守で対応できる、実績と信頼を有する「地域の公的団体」です。

(6) 透明性の高い発注方式を要望

是非、法律に基づき創設された官公需適格組合制度の意義及び役割をご理解いただき、一元管理、一括発注等の施設における保守点検業務（以下、検査業務を含む）委託につきましては、制度活用の促進を図る意味でも「一般競争入札方式」としていただき、地域の中小企業者の受注確保の推進が図られますよう要望します。

合わせて、透明性の高い業務委託仕様書により、規律ある競争と受注に向けた企業努力が促進され、適正点検の実施に真摯に取り組む事業者が点検・検査業務を担うことができますよう、制度の拡充及び制度の適正な運用を要望します。

(7) 責任ある「唯一無二」の協同組合としての責務

当組合は、協同組合及び官公需適格組合が担う責務を果たすべく、契約条項を遵守するだけでなく、施設及び設備の一括発注・一元管理に伴う複数の誤動作や緊急時においても、連絡網による速やかな対応ができる体制等を基に責任ある「唯一無二」の協同組合として地域の安全・安心に貢献してまいります。

(8) 官公需適格組合の基本ルール

官公需法（官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律・昭和 41 年法律第 97 号）が定める官公需適格組合とは、中小企業者が、力を合わせ官公需（公共施設における消防用設備等保守点検業務など）を受注する仕組みです。組合活動の設立目的に基づくと、一般競争入札が実施され、組合が応札する場合には組合員 62 社は応札できないのが原則です。

(9) 地方公共団体の努力義務

官公需法第 8 条は、「地方公共団体は国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずる」と定めています。また、「静岡県中小企業者の受注の機会の増大による地域経済の活性化に関する条例（平成 26 年 3 月制定）」では、第 2 条（定義）で、条例が適用対象とする中小企業者を「前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合」と規定し、「官公需適格組合」を支援対象として明記しています。

(10) まとめ

官公需適格組合の活用は、国や地方公共団体が講ずる「官公需適格組合における受注機会拡大」の最も基本となる取組であると考えます。

官 公 需 適 格 組 合 と は

東京オリンピック（1964年）後、わが国は 好景気（「いざなぎ景気」）に沸きます。しかし、その一方で産業構造の変化や国際化などが進み“中小企業者対策”が喫緊の課題となっていました。官公需適格組合制度は、企業数で99.7％・雇用者数で66.7％（中小企業庁・平成25年2月）を占める中小企業者を応援するため、国が昭和42年（1967年）に創設したものです。

大切なことは“中小企業者が力を合わせ官公需を受注する仕組み”とともに、“国や地方公共団体が負う受注拡大の努力義務（やらなくて良いではなく）”を未来に向け引き継いでいくことです。静岡で生活する誰もが、毎日、笑顔で暮らすことのできるよう、“官公需適格組合”をどう育て活用していくかは、私たち全員に課せられた課題と言えます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、平成 6 年 7 月、中小企業等協同組合法に基づき、静岡県知事から認可を受け設立。平成 13 年 11 月には、官公需法に基づく厳しい審査を経て、官公庁の仕事を行えるのに足る協同組合（官公需適格組合）の認定を、国（経済産業省中小企業庁）から受けています。

2 組合の概要（県知事認可・国認定）

中小企業庁HP 「官公需適格組合便覧・2017.10月版」

* 最新データに更新(2020.9.1)

【 共同受注実績 】

項目 年度	受注件 数(件)	受注額, 税抜 (百万円)	主な受注品	主な発注機関（取引先）
* H29 年度	18 件	216 百万円	消防用設備等 保守点検	静岡県, 静岡市, 浜松市等
* H30 年度	19 件	225 百万円		同上
* R 1 年度	18 件	239 百万円		同上

【 P R コーナー 】

当組合は、消防用設備等法定点検の専門業者として、平成13年11月に官公需適格組合の認定を受けました。令和2年9月1日現在（*）、組合員62社、常用従業員651人、うち消防設備士380人、消防設備点検資格者258人、電気工事士181人、防火設備検査資格者71人など多くの専門技術者（有資格者）を擁しています。

平成6年7月の組合設立から25年、中小企業等協同組合法に基づく共同受注・共同配分等を実際に行うとともに、「原則業務再委託禁止」を遵守し、組合員自らが雇用した資格者により業務を行う体制で適正点検を実施しています。

また、平成28年6月施行の「防火設備定期検査報告」については、「消防用設備等保守点検（消防法）」との一括発注を提案し、県立高校や公立小・中学校等の施設で共同受注を実現するなど、官公需適格組合として地域の安全・安心に貢献しています。

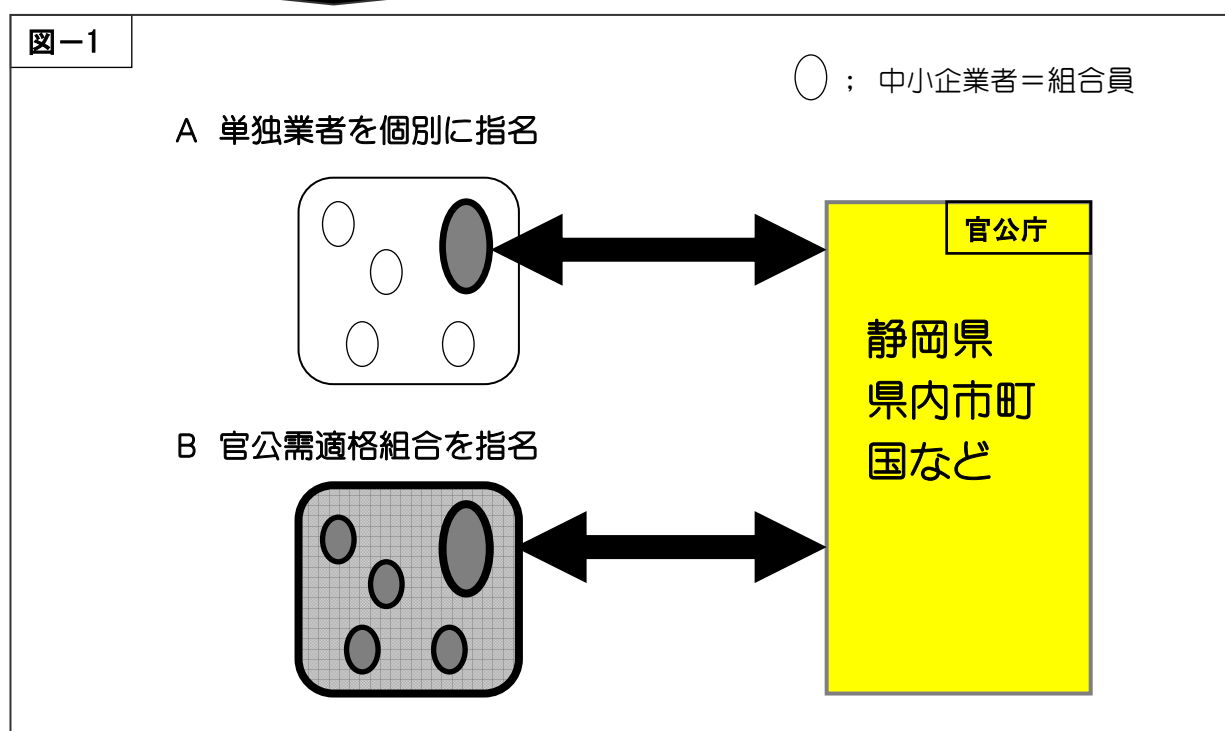
【 団体データ 】

所在地	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5番3号 TEL : 054-287-5091、FAX : 054-287-5092
代表者	代表理事 西川 和宏
事務局・常勤役職者数	専務理事仁科満寿雄・常勤職員数2名（うち技術者数0名）
連絡担当者	仁科 満寿雄（専務理事兼事務局長）
URL（HP）	http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/
組合の地区（活動エリア）	静岡県
出資金・設立年月日	540万円・平成6年7月18日
組合員数	62社（令和2年9月1日現在）*
組合員資格	(1) 建設業許可を有する消防施設工事業又は消防用設備等保守点検事業を行う事業者であること (2) 本組合の地区内に事業場を有すること
組合の資格・許認可等	・ 庁舎等管理業務競争入札参加資格（消防用設備等保守点検） ・ 静岡県・静岡市・浜松市 ほか
第1回官公需適格組合証明取得	平成13年11月（令和元年11月に6回目更新）*

3 官公需適格組合とは

契約者は組合です 委託業務の契約だけでなく、全ての業務の履行主体は「協同組合（代表理事）」です。一般的には、営業段階までは協同組合（大きな組織体）が行い、受注後は協同組合内の組合員（＝単独業者）が契約主体となる形が多いと思いますが、当組合は協同組合（代表理事）が契約者となり全ての業務（下記に例示）を協同組合が（組合員が共同で）履行します。

（例）官公庁の発注情報の収集、受注活動、入札準備・参加、契約、点検日程の調整、点検担当の協議、現場点検及び消防機関等への報告、点検者の監督・管理、発注者との連絡調整、点検の実施報告、点検料の請求・受領、国税等の申告・納税、業務文書の保管、組合独自の検査など。



それでも、個別に指名しますか？

図-1「B 官公需適格組合を指名」では、発注効果が多くの中小企業者に及びますが、「A 単独業者を個別に指名」では、「単独業者」に限定されます。

+

消防法等が義務づける種別ごと有資格者(8ページ)の確保も、図-1「B」の組合は確実に法令遵守で責任を持ち、確保できますが、「A」の単独業者では有資格者が限定され、大規模又は多種多岐にわたる点検・検査業務において法令遵守で確保することは困難だと思われます。

私たち官公需適格組合が、県・市町の発注する委託業務の受注を目指す物件において、県・市町によって図-1「A 単独業者を個別に指名」する形が一般化し拡大した場合、中小企業者が官公需適格組合に加入する意味はなくなります。

官公需法で明文化されている「地方公共団体の努力義務」を果たす意味でも、「B 官公需適格組合を指名」する形の拡大を要望します。

受注業務は、組合員が共同で行う 協同組合が受注し契約した業務は、組合員が共同で行います。その際、組合内の円滑な業務処理を確保するため、共同受注した業務ごとに、組合例規のルールに基づき組合員の中から幹事会社（個々の中小企業者の組合員を指導・監督できる体制及び能力を有する法人組合員）が選定されます。幹事会社（組合員）は、業務執行のリーダーとして協同組合の業務を処理します。

地域の企業を育成し、地域産業の振興へ 官公需適格組合を応援する県内地方公共団体の発注担当者から言われました——「協同組合の組合員である業者を、競争入札にちゃんと指名していますよ！」。図-1のA「単独業者を個別に指名」する形です。しかし、この形が固定化した場合、協同組合の存在意義はなくなります（既述）。

官公需適格組合の支援は、図-1のB「官公需適格組合を指名」する形です。個別企業ではなく多数の中小企業者に、お役所の仕事を届けることで、地域経済を支える企業に成長していく基盤づくり、ひいてはそれらの企業が形成する地域産業を振興していく形が、「官公需適格組合」の仕組です。

組合は中小企業者が主役 共同受注した点検・検査業務は、決して協同組合の中で組合員に下請される訳ではありません。幹事会社（組合員）が中心となり、組合員と協議した内容で業務を遂行し点検料の配分を行います。幹事会社（組合員）は、他の組合員が負担しない業務を負担し、組合事務局も様々な業務を処理しています（税金も納めている）。受領した点検料の配分は、総会で決定された基本ルールと組合員による配分協議で決定され実施されています。協同組合（官公需適格組合）は、中小企業者が主役です。

多くの中小企業者に仕事を確保！ 官公需適格組合の活用は、図-1のBのように「一定の中小企業だけでなく、できるだけ多くの中小企業者に仕事」を確保し、国や地方公共団体が協力して努力義務を実践する取組です。換言すれば、営業力や組織力、人材や経営資源でハンディのある中小企業者や関係者が、地域経済や地域社会で継続して活動し生活していくことを「国が作った仕組」で応援し実現するものです。



（静岡県庁舎） 静岡県消防設備保守点検業協同組合は、受注に向けて組合員が共同で点検技術や点検体制等の努力を積み重ね共同受注を実現しています。

4 官公需適格組合の活用へ

1 厳しい認定基準

官公需適格組合は、中小企業組合等（全国で約2万7千）のうち、「地方公共団体等の官公庁が発注する業務について、共同受注に意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任をもって履行できる経営基盤・体制を整備している組合」とであると、国（中小企業庁）が認定した組合です。認定には、厳しい認定基準が設定されているだけでなく、3年に1回、必ず基準を充足しているか否かの審査が実施されます。したがって、令和2年6月末現在、官公需適格組合は、全国で887組合、うち静岡県では46組合にすぎません。

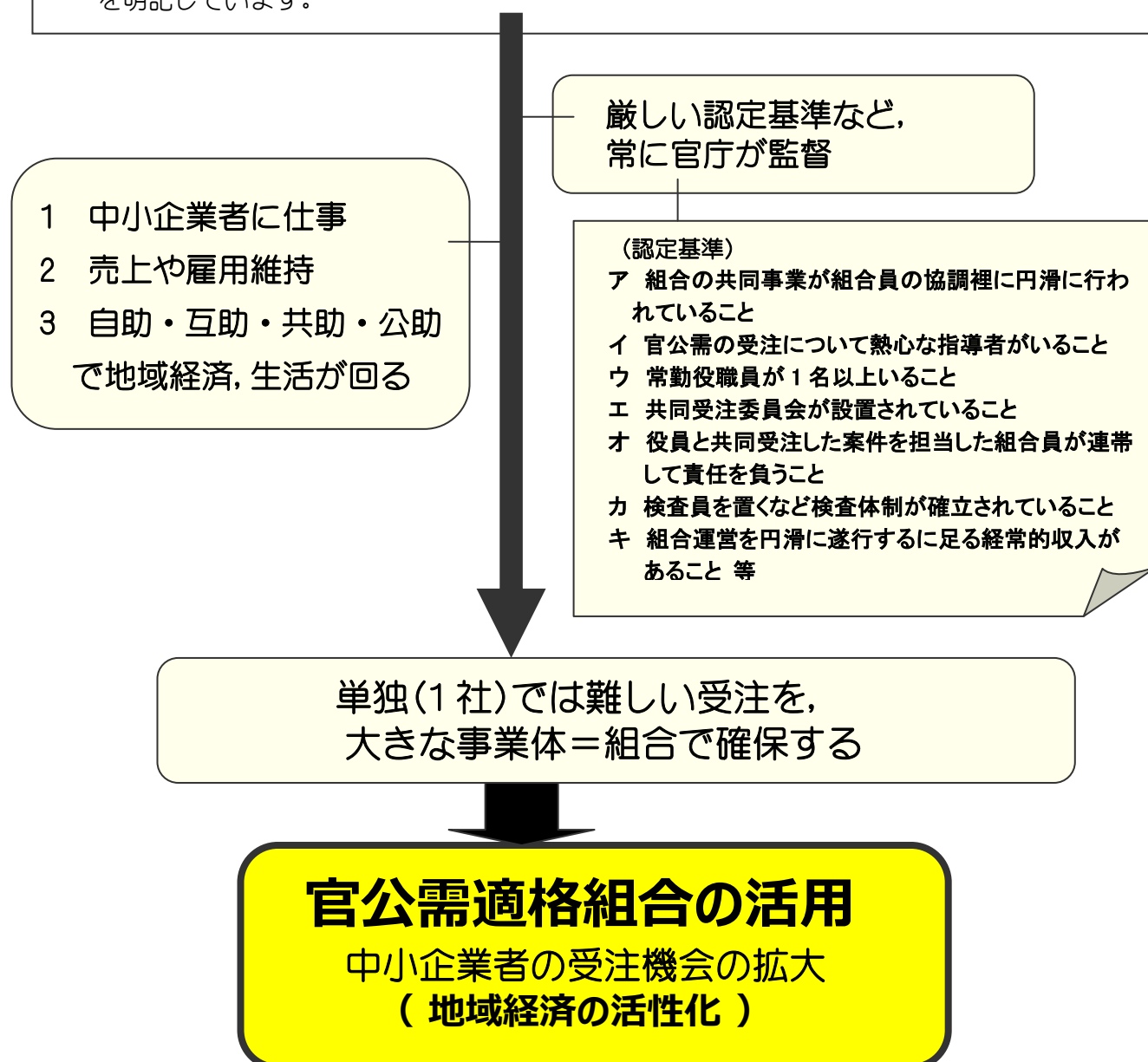
2 法律等に基づく仕組

官公需適格組合の活用については、官公需法や「昭和42年度中小企業に関する国等の契約方針」等に基づき、国等が積極的に活用し支援する仕組が制度化されています。

これらを受け、国は、中小企業者の受注の機会の拡大を図るための施策を実施しています。また、県や市町にも、国施策に準じて必要な施策を講ずるよう「努力義務」が課せられています。

3 静岡県条例で官公需適格組合を明記

平成26年3月28日に制定・公布された「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」は、支援対象となる中小企業者として「官公需適格組合」を明記しています。



5 事業報告（令和元年度）

5-1 概 況

(1) 県及び各市が発注する消防用設備等保守点検業務を共同受注するため、協同組合事業及び官公需適格組合への理解拡大のための啓発活動を行いながら、組合員が連携・共同し受注活動を展開した結果、静岡県競争入札参加資格、浜松市など各市入札参加資格、経済産業省(中小企業庁)「官公需適格組合証明」等を基に、静岡県庁舎、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、浜松市消防庁舎、浜松市立図書館等の消防用設備等保守点検業務を共同受注（18 件 239,415 千円余・税抜き）することができました。

また、組合の設立目的である共同受注の確保・組合員への配分を基本に、健全な業界の確立及び業法の制定を目指して、県内外に組合の活動実績や活動目標、消防用設備等保守点検業（業種及び職業）周知のための情報等を幅広く発信しました。

(2) 組合員においては、官公需適格組合の構成員であるとの共通認識のもと、消防法に基づく適正点検の確保のため、引き続き中小企業等協同組合法及び官公需法を踏まえ、組合ラベル(点検済証)貼付の奨励及び消防用資機材の共同購入等を推進しました。



(3) 官公庁をはじめ関係者・関係団体に対しては、組合広報誌「組合だより」を年 4 回発行・配布したほか、組合ホームページ(掲載情報を随時更新及び毎日ブログ書込み)等で最新情報の発信に努め、法令遵守に基づく適正な消防用設備等保守点検の確保を図りました。

(4) 全国の消防用設備等保守点検業のネットワークづくりでは、全国の関係協同組合等に、健全な業界の確立及び業法制定に向けた情報発信等を行ったほか、令和元年 11 月の中小企業庁長官賞の受賞（右上写真・同業の組合では当組合だけ）、令和 2 年 2 月の一般財団法人商工総合研究所主催「中小企業組織活動懸賞レポート」本賞の受賞（本賞受賞は静岡県内の団体では 8 年振り・消防用設備等保守点検業の団体では全国初）が実現。公的な情報ネットワークを通じて組合の取組が全国に周知されました。



(5) 平成 28 年 6 月施行「防火設備定期検査報告」対応では、一括発注のメリット等を情報発信し一括発注の拡大に取り組み、引き続き静岡県庁舎、静岡県教育委員会、浜松市教育委員会等で消防用設備等保守点検と防火設備検査業務の一括受注を実現しました。

(6) こうした中、静岡県消防学校の講師派遣依頼（平成 28 年度以降は毎年）を受け、令和元年 12 月、西川理事長や点検実務者がデモ機やパワーポイント資料等を使い、点検現場での作業情報等も交えながら、消防職員を対象に講義を行いました（上写真）。

5-2 法令遵守を徹底 ― 組合は県内随一の有資格者集団 ―

(1) 消防法が「資格者による点検」を義務づけ

※ 工事は甲種だけ

消防法は、過去の悲惨な火災を教訓にして、消防用設備等ごとに点検・整備・工事を行う有資格者＝国家資格「消防設備士」を義務づけています(右表)。

制度では、点検と整備を実施できる「消防設備士・乙種」、点検・整備と工事を実施できる

設備名	消防設備士(国家資格)	点検資格者
消火設備	甲種・乙種 1, 2, 3 類, 乙種 6 類	1 種
警報設備	甲種・乙種 4 類, 乙種 7 類	2 種
避難設備	甲種・乙種 5 類	2 種
実施可能業務	点検、整備、※工事	点検のみ
防火設備	防火設備検査資格者	—

「消防設備士・甲種」、さらに業務実績など一定の要件を満たす場合に交付される、点検だけを実施できる「点検資格者」が定められています。

(2) 複雑化・高度化、専門化する消防用設備等

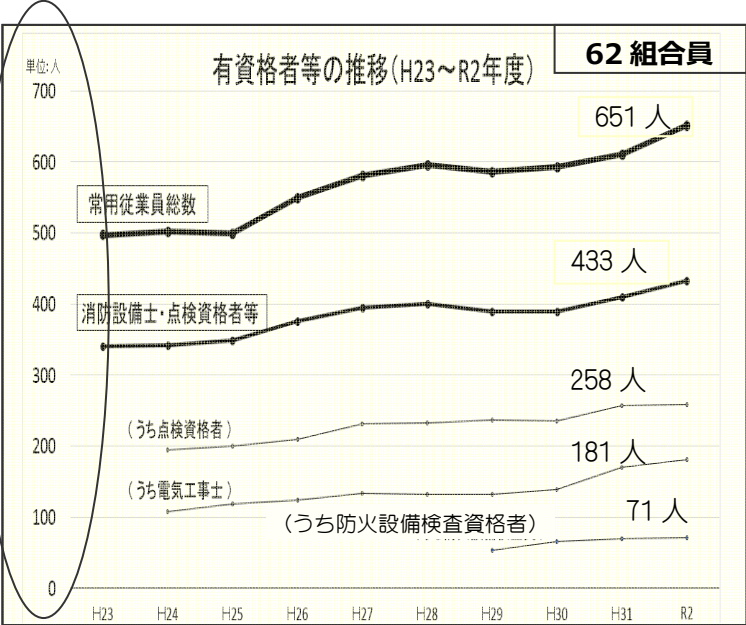
実際の消防用設備等は、下表のとおり多種多岐にわたります。

県内の県・市町等の公共施設等には、消防法に基づき様々な消防用設備等の設置が義務づけられており、その保守点検（検査を含む）を法令遵守で適正に実施するには、それぞれの消防用設備等に対応した有資格者が必要です。

消火設備（方式別の様々な消火器・屋内消火栓・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備など）、警報設備（自動火災警報器・ガス漏れ火災警報器・漏電火災警報器・消防機関へ通報する火災報知設備・手動サイレンその他の非常警報器具及び非常ベルなど非常警報設備）、避難設備（避難すべり台・避難はしご・救助袋・緩衝機、避難橋その他の避難器具など）、消防用水（防火槽・貯水池その他の用水）、消火活動上必要な施設（排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備及び無線通信補助設備など）、非常用電源設備など

(3) 組合の有資格者数、資格の種類の多さは県内随一

静岡県消防設備保守点検業協同組合には、県内随一の「経験豊かで日々現場を駆け回っている保守点検実務者」がいます（下表）。令和2年9月1日現在、組合員62社、組合員が雇用する常用従業員651人、消防設備士380人、電気工事士181人、防火設備検査資格者71人等です（下グラフ・表）。組合は、受注業務に必要な有資格者を組合外から業務再委託等で確保する必要がなく、組合内の有資格者を配備し責任を持ち完遂します。



資格者など(実人員)	人数
常用従業員総数	651 人
消防設備士・点検資格者等	433 人
消防設備士	380 人
消防設備士 特類	18 人
同 1 類	134 人
同 2 類	73 人
同 3 類	87 人
同 4 類	315 人
同 5 類	117 人
同 6 類	312 人
同 7 類	81 人
点検資格者	258 人
電気工事士	181 人
自家発技術資格	36 人
防火設備検査資格者	71 人

5-3 点検の実施 — 確かな実施体制・責任体制を確立 —

消防用設備等保守点検業務の共同受注、組合員への配分実施

組合が契約(事業)主体となり、共同受注、点検(検査を含む、以下同じ)実施、消防機関等への点検結果報告、発注者への業務完了報告、受託料の請求、組合員の配分、納税など共同受注に関わる全業務を行います。



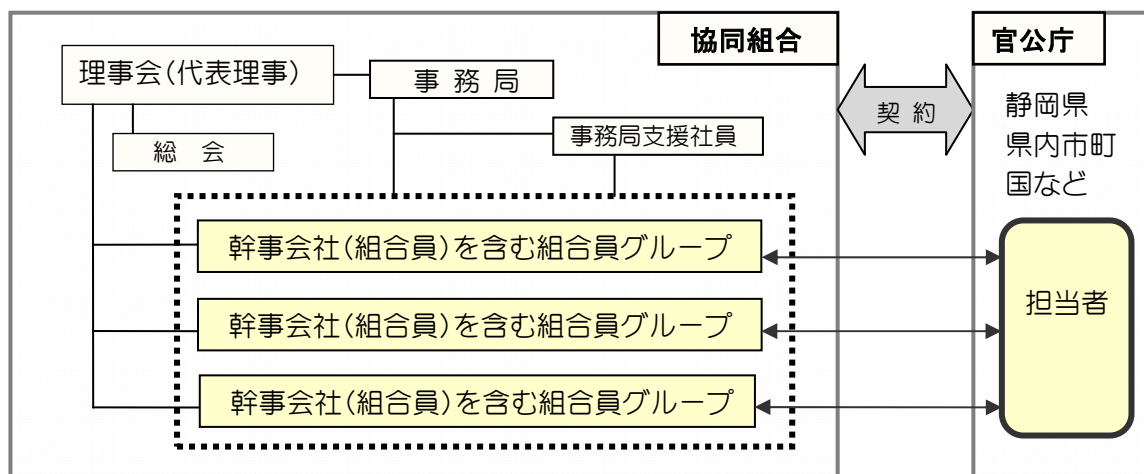
点検と報告業務

共同受注した業務は、物件ごとに幹事会社(組合員)が配分協議等に基づき配分し点検と報告業務を管理。幹事会社の担当者は、発注側担当者の窓口となります。点検業者(組合員)の社員及び個人事業者(組合員)は、有資格者点検(右表)を行います。

組合の点検・報告では、法令遵守を徹底します。

下図は、組合の共同受注・業務フロー図です。

資 格 等	人数等
組合員数	62 社
正社員	651 人
消防設備士	380 人
点検資格者	258 人
電気工事士	181 人
防火設備検査資格者	71 人



お客様に信頼される適正点検の確保

ア 検査員が年 2 回検査

組合(理事長)が任命した検査員 6 名が、前期(書類検査・全数・例年 9~10 月)と後期(現場確認・抽出・1~3 月)の計 2 回、点検業務をチェック。検査結果は、理事会に報告されます。

イ 点検済証(官公需法等)を貼付

中小企業等協同組合法及び官公需法等を踏まえ、点検済証(組合ラベル)貼付を組合員へ奨励し点検済証を提供します。

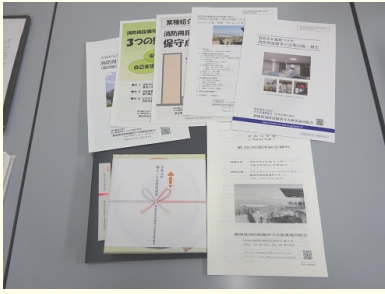
ウ 毎年 4 月末の有資格者を把握

組合事務局は、全ての組合員から毎年、4 月末現在の有資格者(保険証も合わせ)報告を受け「有資格者把握」を更新。



健全な業界の確立に向けた取組

お客様に信頼される適正点検を実施するには、点検・検査人材の育成、入札・発注の改善、業界としての危機管理体制の整備、業界の認知度を高めるなどの取組が必要です。次ページに、組合の取組と成果を整理しました。

産業人材確保のリーフレット	消防設備士受験講座の開設(笹田学園)
 H30 年度 県交付金 事業等～	 (R1. 12 月～)
県消防学校へ講師派遣/R1. 12 月	県知事へ組合活動を報告/R2. 3 月
	
新潟県官公需適格組合協で講演/R1. 6 月	B C P 策定促進研修会/H31. 2 月
	
中小企業庁長官賞の受賞/R1. 11 月	中小企業組織活動懸賞レポートの本賞受賞 ※ 業界で全国初 / 令和 2 年 2 月
	
消防庁へ業法の制定、事業環境の改善を要望/H30. 10 月	要望活動(抜すい)/H29-R1 年度
	H29. 8 月 消防庁・国土交通省(諸課題) H29. 10 月 静岡市関係課へ事業説明 H29. 11 月 関係省庁(業務再委託の禁止) H30. 10 月 消防庁(業法, 事業環境の改善) H31. 2 月 消防庁(点検様式パブリック提出) H31. 4 月 県へ疑義確認 R1. 7 月 関係省庁(業法制定の背景等) R1. 10 月 立法関係部署(同上)

6 事業計画（令和2年度）

1 共同受注事業

県及び各市町の官公需物件については、前年度受注物件の継続契約に努めるとともに県内における新規受注物件の掘り起こし・確保を図りながら、防火戸、防火シャッターなどの駆動装置の点検及び感知器と連動させた動作確認点検業務などについても、積極的に受注の確保及び事業環境の整備に取り組む。また、国及び県・市町における制度改正及び法令改正の動向に注視し的確に対処していく。

2 共同購入事業

消防法に基づく適正点検を確保し、組合員が他社との競争を有利に展開して受注機会の増大を図るため、消防用設備関連機器類を共同購入し低価格で販売提供する。

3 点検済証（ラベル）の貼付

消防法に基づく適正点検を確保するため、中小企業等協同組合法及び官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）等を踏まえ、点検済証（組合ラベル）の貼付を組合員へ奨励し点検済証を提供する。

4 教育情報提供事業

ア 組合員の資質向上を図るため、静岡県中小企業団体中央会、一般財団法人静岡県消防設備協会及び関係団体等が開催する研修会、講習会へ積極的に参加するとともに、組合青年部会への活動助成を行う。

イ 時節に応じた組合広報誌「組合だより」の発行や組合ホームページ等を通じ、関係者向けを主とした幅広い情報提供や情報発信を行っていく。

ウ 平成30年度以降、基盤整備及び拡充・強化してきた広報ツールや組合ホームページ等については、その活用を図り、実際の活動の中でより一層の充実・強化を図っていく。

5 共同宣伝事業

ア 共同受注事業の拡大を図るため、県・市町・県立高等学校等に対する要望書や関係資料等の作成・発出、消防庁など国・関係機関への要望等を行い、共同受注の確保及び新規共同受注の実現を目指す。

イ また、適正点検の確保及び共同受注の拡大の観点から、これまで当組合が国等へ要望した事項（消防法に基づく点検結果報告書の点検票様式等の改善、国土交通省官庁営繕部所管「建築保全業務共通仕様書」への注記、原則業務再委託禁止の周知徹底、消防法令の適正な取り扱い及びその徹底、法令遵守による適正点検の推進等）については、引き続き具体化を目指して取り組んでいく。

ウ 消防法令等の遵守、定期点検・検査業務の励行及び消防署等への適正報告の徹底については、関係機関や関係者に対し連携・協力を呼び掛ける活動を展開する。

エ 業法（ぎょうほう）の制定及び健全な業界の実現を目指す取組については、県内外の関係団体及び関係協同組合等との情報連絡ネットワークづくりの気運醸成、あらゆる機会を活用した関係者や利用者等への幅広い情報発信等の実施を通じ、その実現を図っていく。

6 組合員の増強

官公需物件の共同受注実績等を踏まえ強固な組合を目指して組合員数の増加に努める。また、相互扶助の精神に基づく融和協調に努め、組合に加入しやすい環境整備を実施していく。

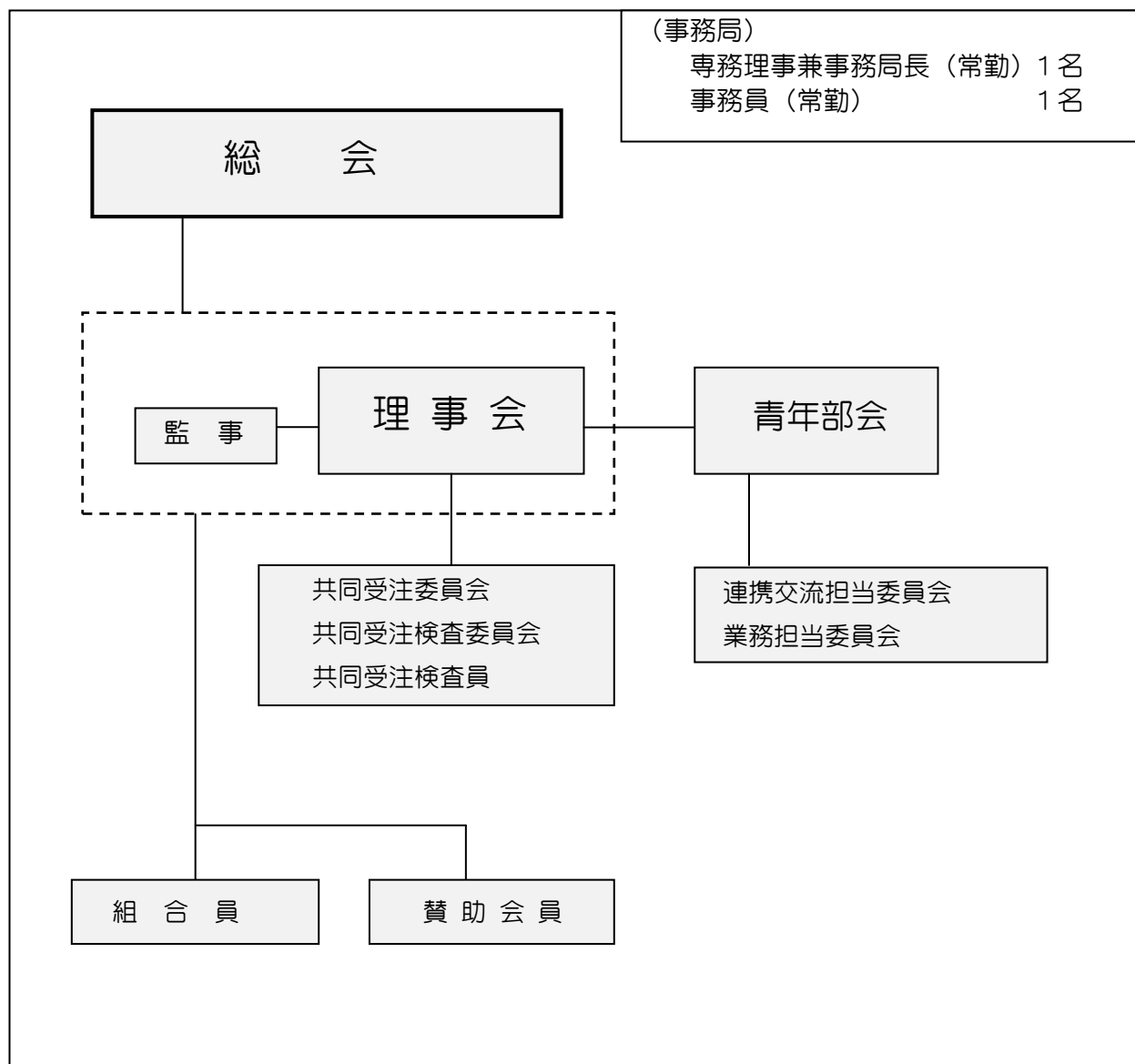
7 「点検料金積算基準」の活用

消防法及び国が監修する「建築保全業務積算基準」に基づく予算化の実現活動を実施する。

8 福利厚生事業

慶弔規程等に基づき、福利厚生事業を実施する。

7 組合役員・組合員（令和2年9月1日現在）



○ 静岡県消防設備保守点検業協同組合定款（抜すい）

（目 的）

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（事 業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う消防設備関連機器の共同購入
- (2) 組合員のためにする消防設備の工事、保守点検等の共同受注及びあっせん
- (3) 組合員の事業に関する共同宣伝
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯する事業

理事及び監事

令和2年9月1日

	氏 名	会社（所属組合員）	備 考
理事長	西川 和宏	セルコ(株)	代表理事
副理事長	杉山 和幸	鈴与技研(株)	
副理事長	堀部 莞爾	ニッコウプロセス(株)	
理事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
理事	吉川 友朗	静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所	弁護士
理事(専務)	仁科満寿雄	静岡県消防設備保守点検業協同組合	事務局長
監事	宇式 三郎	(株)アオイテレテック	
監事	土谷 直人	ニッセー防災(株)	

共同受注 検査員

令和2年9月1日

	氏 名	所属組合員・会社	備 考
検査員長	小田巻秀幸	鈴与技研(株)	
検査員	藤田 貴也	セルコ(株)	
検査員	川坂 典弘	東海消防技研(株)	
検査員	稲垣 憲幸	(株)日本防火研究所	
検査員	佐々木 強	日興電気通信(株)	
検査員	小川 博史	セルコ産業(株)	

組合員

令和2年9月1日

組合員数	正社員数 (常用従業員)	内 訳 (重 複 あ り)			
		消防設備士	点検資格者	電気工事士	防火設備 検査資格者
62社	651人	380人	258人	181人	71人

8 共同受注の流れ

項目 業務	業務内容	業務の主な関係者	留意事項
1 発注情報の収集	・ 県公報や市公報で入札公告など官公庁の発注情報を収集します。官公庁から組合事務局に指名競争入札の通知が届く場合もあります。	・ 幹事組合員の担当社員 ・ 組合事務局 ・ その他	・ 組合関係者全員で情報収集します。 ・ 小さな事でも見逃さない。
2 入札等の参加準備	・ 官公需共同受注は、組合（代表理事）が入札参加、契約締結、業務執行、代金の受領等を行い、理事と組合員が連帯責任を負います。 ・ 入札等の参加準備は、幹事組合員の担当社員と組合事務局（書類作成等）の共同作業になります。	・ 代表理事、理事 ・ 幹事組合員の担当社員 ・ 組合事務局	・ 責任体制の確保 ・ 一緒に仕事をする組合員の確認、種別ごとの有資格者の把握
3 入札等への参加	・ 入札等への参加は、幹事組合員の担当社員が行います。	・ 幹事組合員の担当社員	・ 責任体制 ・ 入札結果の把握
4 契約の締結	・ 締結する契約書のほか大量の関係書類を幹事組合員の担当社員と組合事務局が共同して作成します。	・ 幹事組合員の担当社員 ・ 組合事務局	共同受注の確保 ・ 責任体制 ・ 事務局支援社員 ・ 基本ルール徹底 ・ 幹事組合員と組合員（の社員等）が各受注物件ごとに協議
5 保守点検体制づくり（配分協議）	・ 保守点検の打合せ（配分協議含む）を幹事組合員と組合員（の社員等）が行い実施体制をつくりまします。	・ 幹事組合員と組合員（の社員等）	法令遵守の徹底
6 保守点検の実施	・ 保守点検は関係組合員（の社員等）が実施します。	・ 関係組合員（の社員等）	
7 結果報告 消防機関等 発注者（官公庁）	・ 幹事組合員の担当社員が消防機関等への点検結果報告書及び発注官公庁への完了報告書の提出業務を担当。	・ 幹事組合員の担当社員	・ 責任体制への信頼
8 受託費の請求	・ 組合事務局が受託費請求。幹事組合員の担当社員と共同し書類作成。	・ 組合事務局 ・ 幹事組合員の担当社員	組合が消防用設備等の保守点検業務を受注し実施する静岡県庁舎（令和2年度）
9 組合に受託費の入金	・ 官公庁からの支払いは、組合が受領しますが、組合員への配分は配分基本ルール及び配分協議結果に基づき行われます。また、税金や組合運営費等が受領した受託費等から充当されます。		組合員へ配分実施
10 組合員等に配分			
11 共同受注検査 書類検査（全物件） 現場確認（抽出）	・ 毎年、発注者の完了検査に加え、組合独自に書類検査（10月頃）・現場確認検査（2月頃）を実施しています。	・ 共同受注検査員（組合）、受検組合員の社員、組合事務局	・ 法令遵守の徹底 行政庁へ定期報告
12 理事会・総会 （行政庁へ定期報告）	・ 共同受注活動は、理事会・総会へ報告し承認を受けます→行政庁へ定期報告。	・ 組合員、組合役員 組合事務局	ふじのくに静岡の安全・安心等へ

9-1 関係法令（火災予防）

消 防 法

第 17 条の 3 の 3 （消防用設備等の法定定期点検の義務）

第 17 条第 1 項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法施行規則

第 31 条の 6 （消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

- 1 法第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1 年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。
- 2 法第 17 条の 3 の 3 の規定による特殊消防用設備等の点検は、第 31 条の 3 の 2 第 6 号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。
- 3 防火対象物の関係者は、前 2 項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第 31 条の 3 第 1 項及び第 33 条の 18 の届出に係る書類の写し、第 31 条の 3 第 4 項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、**次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。**ただし、特殊消防用設備等にあつては、第 31 条の 3 の 2 第 6 号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- | | | |
|---|---|----------|
| 一 | 令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物 | 1 年に 1 回 |
| 二 | 令別表第 1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 | 3 年に 1 回 |

- 4 法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。
- 5 法第 17 条の 3 の 3 の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。
- 6 法第 17 条の 3 の 3 に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第 2 項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第 2 項において「消防設備点検資格者」とする）。
 - 一 法第 17 条の 6 に規定する消防設備士
 - 二 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士
 - 三 ～ 八 （略）
 - 九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について 5 年以上の実務の経験を有する者
 - 十 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者
- 7 （略）

9-2 関係法令（中小企業支援）

中小企業基本法

第 23 条（国等からの受注機会の増大）

国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

中小企業等協同組合法

第 1 条（目的）

この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第 3 条（組合）

中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 ～ 四 （略）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（＝官公需法）

第 1 条（目的）

この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

第 3 条（受注機会の増大の努力）

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

第 8 条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例（平成 26 年 3 月）

第 1 条（目的）

この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義）

この条例において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- 1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- 2) 前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合

組合の提案

確かな実績と事業効果に基づく

「消防用設備等保守点検と防火設備検査」の一括発注

新制度スタート 国土交通省は、平成25年10月に発生した福岡県福岡市診療所火災等の教訓を踏まえ建築基準法を改正（平成26年6月制定・公布）し、平成28年6月から新たな法定定期点検である「防火設備定期検査報告制度」をスタートさせました。

新・法定定期検査は、一級建築士、二級建築士又は国土交通大臣から防火設備検査員資格者証の交付を受けた者（防火設備検査員）などの「防火設備検査資格者」が行います。

提案の効果 組合は、「消防用設備等保守点検と防火設備検査」の一括発注を提案しています。連動する両設備の稼働確認等を点検者（検査者）が責任を持って実施することで、火災予防の推進、点検・検査経費の縮減、消防法令等に逸脱する業務再委託や無資格者による不適正な（消防法等に違反する）保守点検・検査の防止に繋がる提案は、県や県内の一部の市が採用しています。点検・検査現場の実態や県民生活に即した提案（一括発注）が、確かな実績と事業効果を生んでいます。



組合の強味 当組合では、新・法定定期検査スタート前から「消防用設備等保守点検と防火設備検査」の一括発注に対応するため、有資格者の育成、受注体制の整備などに取り組みました。新制度スタート以降は、組合の強味（下記）を発揮し、県や関係市から「消防用設備等保守点検と防火設備検査」の一括発注を受注。経験に裏づけられたノウハウの蓄積、熟練人材の増強など発注者に信頼していただける多くの実績を積んでいます。 → 県本庁舎、県立高校、浜松市小中学校等の一括発注を受注。

- 1) 当組合は、元々、防排煙設備点検等の実績がある。
- 2) 組合員に、防火設備検査員（新資格）の取得を推奨。令和2年9月1日現在、防火設備検査資格者 71 名を確保している。
- 3) 組合内に検討チームを設置し「消防用設備等保守点検委託業務『点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）』平成 28 年度版」を作成。組合内の受注体制を整備するとともに、県・市町へ作成資料を送付するなど県全体の体制整備に貢献した。

本書の作成について

- 協同組合は、組合員の共通目的を実現するための相互扶助の組織ですが、静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」）は、消防用設備等の保守点検（防火設備検査含む）業務・共同受注 26 年の活動を通じて、地域の安全・安心（火災予防）や中小企業者支援に確かな貢献をしています。
- こうした活動が評価され、令和元年度は経済産業省・中小企業庁長官賞、またわが国の中小企業関係表彰で最も歴史と権威のある「第 23 回中小企業組織活動懸賞レポート（一般財団法人商工総合研究所）」本賞（業界で全国初）を相次いで受賞しました。
- 組合は、県本庁舎、静岡市や浜松市の小中学校等の消防用設備等保守点検（防火設備検査含む）業務を受託し実施するなど、静岡県内の官公庁（地方公共団体）の皆様が安心して消防用設備等の保守点検（防火設備検査含む）を託すことのできる「地域の公的団体（官公需適格組合）」です。
- 本書は、組合が負う「地域の公的団体（官公需適格組合）」としての責務等に着眼し、活用を図っていただくための参考資料として作成したものです。

<当組合は国・県の監督を受ける公的団体です>

一元管理・一括発注
について

予算見積提出・入札
参加

消防用設備等保守
点検・防火設備検査

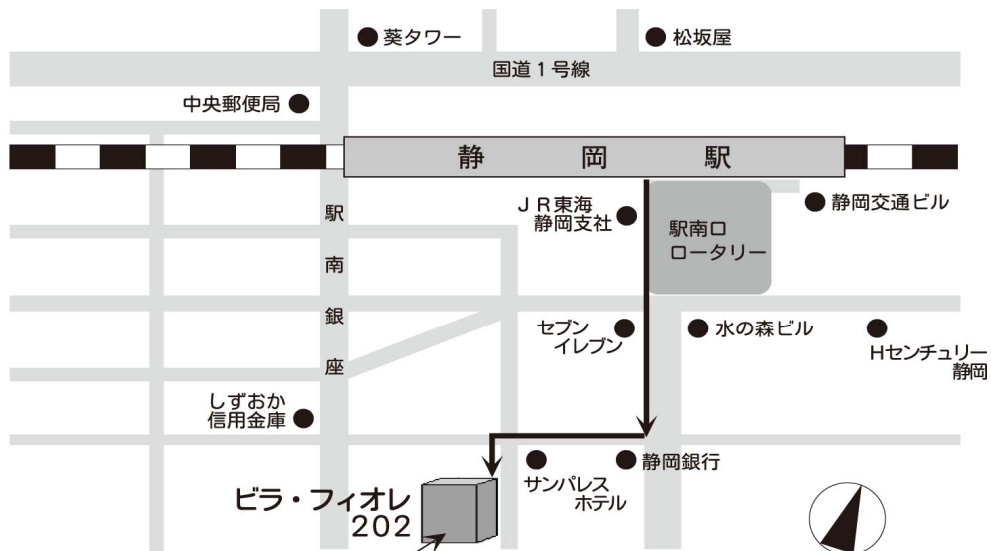
**組合活動,入札参加や点検実務の
相談等,何でもご連絡ください**

TEL 054-287-5091 (仁科)
syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp

県知事設立認可
官公需適格組合 (中小企業庁認定)

静岡県消防設備保守点検業協同組合

< JR 静岡駅南口から徒歩 3 分 >



【組合事務局】

電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>
メール syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3

〔平日; 9:00 ~ 17:00 (職員常駐)〕
〔土日祝祭日は休み〕